

平成30年4月から新たな国保制度スタート!

北海道と市町村が国保を運営します!

～ 松前町&北海道へ ～

北海道が国保運営の中心的な役割を担います

現在、国民健康保険（国保）はそれぞれの市町村単位で運営していますが、国の制度改革により平成30年度からは北海道が財政運営の中心的な役割を担うことになります。

北海道が市町村とともに国保の運営主体になることにより、医療費増加などのリスクを北海道全体に分散し、保険税負担の急激な上昇を抑えることになるなど、国保財政を安定化させることが改革の主なねらいです。

制度改革に伴い、表1のとおり北海道が国保の財政運営に関する部分を担い、保険証の発行や保険税の賦課徴収、保健事業などは、引き続き市町村が行うことになります。

表1【改革後の北海道・市町村の主な役割】

北海道の役割	～安定的な国保運営～
国保運営方針の策定	
保険給付に要した費用を市町村へ交付	
市町村ごとの標準的な税率や算定方式を算定・公表	
市町村が北海道へ納める事業費納付金の額の決定	
市町村の役割	～地域におけるきめ細かな事業～
保険証の発行や国保加入・脱退などの窓口機能	
保険税の賦課徴収	
特定健診などの保健事業	
診療報酬や高額療養費などの保険給付	

国保事業費納付金と保険税の賦課、納付のしくみ

町が北海道へ納める納付金

市町村は、加入世帯から納めていただいた保険税をもとに、表2のとおり北海道に対して「国保事業費納付金」（以下「納付金」という。）を支払います。

北海道が市町村ごとの納付金を算定する際には、各市町村の医療費水準などをもとにするため、医療費水準が高くなると、北海道へ支払う納付金の増加につながります。

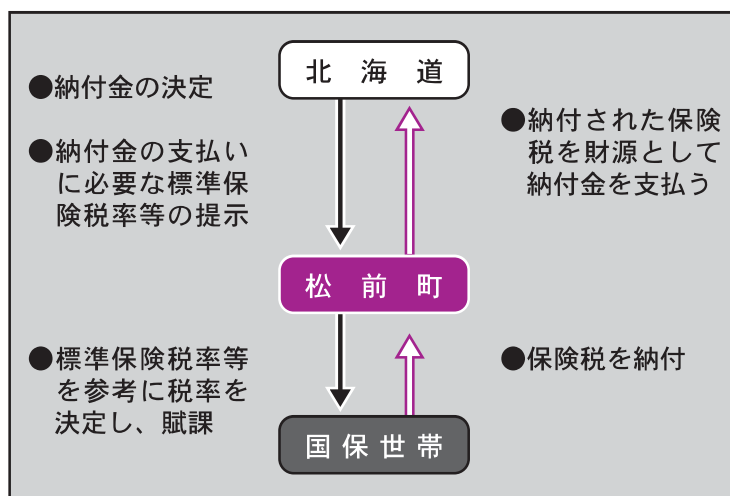
北海道は、北海道内の全市町村から納められた納付金や国からの交付金を財源として、市町村が医療機関へ支払う診療報酬や、国保世帯に支払う高額療養費などの医療給付にかかる費用を市町村へ交付します。

保険税と納付金

平成30年度以降は、北海道が市町村ごとに示す標準的な税率や算定方式を参考に、それぞれの市町村が決定します。

なお、市町村に納付された保険税は、北海道に支払う納付金に充てられます。

表2 平成30年度からの保険税賦課・納付



お問い合わせ 福祉課（医療担当） ☎ 42 - 2640